

随意契約理由

令和 6 年(2024 年)5 月 28 日

契 約 担 当 課 名	魅力文化創造課
契 約 名 称	とよなか創造界限アートプロジェクト きむらとしろうじんじん「野点」制作業務委託
契 約 内 容	とよなか創造界限アートプロジェクト きむらとしろうじんじん「野点」制作業務委託一式
契 約 締 結 日 及 び 契 約 期 間	令和 6 年（2024 年）5 月 28 日 令和 6 年（2024 年）6 月 8 日から令和 6 年（2024 年） 12 月 3 日まで
契 約 の 相 手 方 (所 在 地・名 称)	木村俊郎 京都市北区鷹峯千束町 20 番 2 階 3 号室
契 約 金 額	1,200,420 円（消費税込）
随 意 契 約 理 由	(地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 号第 2 号に該当) リヤカーに積み込んだ移動式の窯で茶碗を焼成し、焼立て の茶碗で抹茶を楽しむという作品は、きむらとしろうじん じん氏の高い技術力に基づく独自の作品様式であり、市民 参画による開催場所の選定、制作のプロセス、茶席のコミュニケーション、野外の現場で生起する出来事をも包含しながら、まちなかに賑わいと創造性を現出させる本作品の制 作は、同氏をおいてほかに成し得ない。 そのため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に基づき、随意契約を行うもの。